

絶対に ダメ！ 飲酒運転はやめよう

夏に向けて暖かくなり、お酒を飲む機会が多くなるこの季節。お酒を飲んで自動車などを運転してはならないことは皆さんご存知のとおりです。飲酒運転に対する社会の厳しい批判、刑法や道路交通法の改正・厳罰化などにより、交通事故は減りつつあります。しかし、いまだ飲酒運転を原因とした悲惨な交通事故は後を絶ちません。飲酒運転は重大事故に直結する悪質・危険な犯罪です。皆さん、飲酒運転は絶対にやめましょう。

に対する行政処分が強化されました。また、運転者以外にも車両を提供した人、酒類の提供者や車両の同乗者にも厳しい罰則が科せられます。（詳しくは3ページに掲載しています）

事故の影響は家族にも

国内でも飲酒運転による事故のニュースが連日報道されています。事故を起こせば本人とその相手だけでなく、それぞれの家族の人生までもが大きく変わることになってしまいます。事故を起こしてしまつてからではいくら後悔しても取り返しはつきません。自分のため、家族のためにも、飲酒運転は今すぐやめましょう。

ハンドルキーパー運動参加を

ハンドルキーパー運動とは、自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を自宅まで送

飲酒運転検挙本年は14件

宮古警察署管内では、飲酒運転による検挙者が後を絶ちません。本年の飲酒運転による検挙は14件。うち、本町在住者の検挙は5人と、近隣市町村に比べてもその割合はとても多いです。

お酒を飲むと気が大きくなり、速度超過など危険な運転を危険と感じなくなるだけでなく、車間距離の判断を誤ったり危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなったりするなど判断力や注意力も低下し、重大な事故を起こしかねません。「少しくらいのお酒なら

運転しても大丈夫」、「お酒に強いから自分は事故を起こさない」などと思う人もいるかもしれませんが、アルコールは少量でも脳の機能をまひさせます。飲酒運転の死亡事故率（事故が発生したときに死亡事故になる割合）は、飲酒なしの交通事故の約8・7倍。酒酔い運転（正常な運転ができない状態）ではさらに高く、約23・3倍となります。

飲酒運転には厳しい罰則

飲酒運転の根絶のため、平成19年9月に飲酒運転の厳罰化、21年6月には悪質・危険運転者

飲酒運転による行政処分・罰則

【行政処分】

運転者の状況		違反点	処分内容	欠格・停止期間
酒酔い運転		35点	免許取消	3年
酒気帯び運転	0.25mg/ℓ以上	25点	免許取消	2年
	0.15以上0.25mg/ℓ未満	13点	免許停止	90日

※前歴およびその他の累積点数がない場合です。

※欠格期間とは、運転免許が取り消された場合、運転免許を受けることができない期間です。

免許取消による欠格期間

飲酒運転をし、さらには交通事故、ひき逃げをした場合の欠格期間は以下のとおりです。

運転者の状況		交通事故	ひき逃げ
酒酔い運転		7年	10年
酒気帯び運転	0.25mg/ℓ以上	7年	10年
	0.25mg/ℓ未満	1年	6年



宮古警察署山田交番
菊池 福夫 所長

最近、全国的に悲惨な交通事故が続発し、多数の方が犠牲となるなど、車社会に対する国民の関心が高まっている中、山田町内で4月20日、21日の2日間で3件の飲酒運転による交通事故が発生して3人の方が逮捕されております。

飲酒運転による交通事故は、被害者、運転者本人

だけでなくその家族の生活をも悲惨な状況に追い込むこととなります。宮古警察署では、交通指導取締りなどの強化により飲酒運転の防止に努めております。町民の皆さまには、地域、職場、家庭においても飲酒運転のない安全で安心な交通社会づくりのため、ご理解とご協力をお願いします。



「運転する人にはお酒を提供しない、すすめない」という飲酒運転根絶への強い意志を持つことが大切です。みんなで協力し合って飲酒運転のない安全安心な町づくりをしましょう。

【罰則】

飲酒運転の状況		罰 則
酒酔い運転		5年以下の懲役または100万円以下の罰金
酒気帯び運転		3年以下の懲役または50万円以下の罰金
飲酒検査拒否		3カ月以下の懲役または50万円以下の罰金
救護義務違反（ひき逃げ）		10年以下の懲役または100万円以下の罰金
車両の提供	運転者が酒酔い	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類の提供	運転者が酒酔い	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び	2年以下の懲役または30万円以下の罰金
同乗（自己の運送を要求）	運転者が酒酔い	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

※酒類の提供者や同乗者でも、飲酒をけしかけた場合などは運転者本人と同じ罰則が適用されます。

～酒気帯び運転と酒酔い運転の違い～

「酒気帯び運転」は呼気中アルコール濃度1ℓあたり0.15ミリグラム以上をいいます。「酒酔い運転」は、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいいます。一般的に酒気帯び基準以上のアルコール濃度の検出が条件ですが、数値的な基準はありません。

絶対にしない！させない！

飲酒運転をなくすためには、自動車を運転する人も、周囲の人も、みんなで協力することが大切です。運転する人は「お酒を飲んだら絶対に運転しない」、周囲の人や飲食店などは「お酒を飲んだ人には運転させない」「運転する人にはお酒を提供しない、すすめない」という飲酒運転根絶への強い意志を持つことが大切です。みんなで協力し合って飲酒運転のない安全安心な町づくりをしましょう。

酒類を提供する飲食店側も、お客さんが飲酒運転をしないよう、来店時に車で来たかどうか、ハンドルキーパーがいるかどうかを確認し、飲酒運転をしない環境づくりをしましょう。